


「第7弾 春らんまん ベっぷ しあわせエール券」2次販売利用者規約

(目的)

第1条 地域限定のプレミアム付き商品券「第7弾 春らんまん  ベっぷ しあわせエール券」(以下「商品券」という)を発行することにより、物価高騰の影響を受ける生活者の家計負担を軽減し、個人消費の下支えによる地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象地域)

第2条 本事業の対象地域は、別府市内とする。

(発行および販売)

第3条 別府市プレミアム付商品券実行委員会(以下「実行委員会」という)が発行および販売を行うものとし、事務局を別府商工会議所内(別府市中央町7番8号)に置く。

(事業)

第4条 本事業は次のとおりとする。

(1)名称:第7弾 春らんまん  ベっぷ しあわせエール券

(2)発行者:別府市プレミアム付商品券実行委員会

(3)発行部数:デジタル商品券のみ 約12万セット(1次販売での残セット数)

(4)販売価格等:5,000円/セット (7,500円分)

内訳: 一般商店専用券 4,500円分

大型店等・一般商店共通券 3,000円分

(5)店舗区分

大型店等:売場面積が1,000㎡を超える中小企業小売店及び大企業(中小企業基本法における中小企業の基準を超える企業)が直営する店舗・事業所

一般商店:売場面積が1,000㎡以下の中小企業小売店とその他業種の店舗・事業所

※ただし、別府に本社・本店を置く店舗・事業所は上記区分にかかわらず一般商店として扱う。

(6)利用期間:令和8年4月13日(月)~7月31日(金)まで

(7)販売対象:大分県内在住者(申込時点)

(8)商品券購入限度額:1人あたり10 セットまで(5万円まで)

(9)商品券申込期間: 令和8年5月7日(木)9時~5月15日(金)17時

(10)販売期間:令和8年5月20日(水)~5月31日(日)

(11)販売等方法

実行委員会の定める期日および方法において事前予約を行った購入希望者(申込多数の場合は、抽選し当選した者)に、デジタル商品券を販売する。

(12)利用限度額1件の購入(契約)における商品券利用限度額は30万円とする。

(13)利用範囲

商品券は、原則、現金と同等とし、取扱店の全ての商品、サービスの提供などに利用可能とする。但し、商品券額面に利用が満たない場合でも釣銭は出さない。

また、次のような場合には利用対象にならないものとする。

- ① 現金との換金及びこれに類する行為(商品券との交換や売買、金融機関への預け入れ等)
- ② 換金性の高いもの(ビール券、図書カード、切手、官製はがき、プリペイドカード、印紙など)の購入
- ③ 国や地方公共団体等への支払い(税金(自動車税・自動車重量税等含む)・電気・水道料金等の公共料金)
- ④ 商品券を担保に供し、または質入れすること
- ⑤ 事業の用に供する支払い(商品の仕入れ等)
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条1項4号～8号、第5項又は第1項に規定する営業に対する支払い
- ⑦ 特定の宗教・政治団体と関わる者や公序良俗に反する者への支払い
- ⑧ 商品券の使用が法令に反するものへの支払い(たばこ等)
- ⑨ 土地、家屋の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産に関わる支払い
- ⑩ 生命保険料、損害保険料等金融商品の支払い
- ⑪ 医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ⑫ その他、実行委員会並びに取扱店が特に指定するもの

(14)デジタル商品券の決済方法

- ① 利用者はスマートフォンアプリにチャージした状態で取扱店を訪れる。
- ② 利用者がスマートフォンのアプリから取扱店が設置している二次元コードを読み取り、画面を提示する。取扱店側はアプリに表示した店舗名・金額に相違がないかを確認し、利用者が決済ボタンをタップする。
- ③ 決済画面を確認し、商品の受け渡しを行う。

(15)その他留意事項

- ① 商品券は、取扱店において、使用可能期間内に限り使用することができる。
- ② 商品券購入後の返品はできない。
- ③ 現金との引き換えはしない。
- ④ つり銭は支払わない。
- ⑤ 盗難や紛失、または偽造、模造等に対して、発行者は責任を負わない。

(商品券の申込)

第5条 商品券は次のとおり申込・購入するものとする。

申込

(1)申込方法

- ①デジタル商品券の申込は、1台のスマートフォンにつき、1人の申込及び使用とする。
メールアドレスもしくは電話番号の重複する申込及び同一人物の名義で複数のメールアドレスや異なる電話番号を使って複数回の申込を不可とする。
- ②申込内容(郵便番号、住所、氏名、電話番号など)に誤り・不足がある場合は、申込が無効及び落選となる場合がある。
- ③迷惑メール設定をしている場合は、事務局からのメールが届かない可能性がある。
設定を解除したうえで申込を行うこと。
なお、解決しない場合には各携帯電話会社へ相談すること。
※上記の方法でも事務局からのメールが届かない場合は、GmailやYahooメール等のメールアドレスを使用すること。

(2)申込期間

令和8年5月7日(木)～5月15日(金)

(3)申込項目に入力する際、外字の入力は不可とする。

(4)申込サポートブース開設場所

別府市役所1階レセプションホール

(5)申込サポートブース開設期間

2次販売:令和8年5月7日(木)～5月15日(金) ※期間中の土日は除く

(6)サポート時間

午前9時から午後5時

抽選(申込多数の場合)

(1)抽選は、電子システム上で自動抽選を行う。

(2)抽選結果について

申込時に登録したメールアドレス宛に抽選結果を通知する。

購入(デジタル商品券のみ)

(1)販売期間

令和8年5月20日(水)～5月31日(日)

(2)購入者に対し、購入方法、利用方

法の説明を行う窓口を設置する。

① サポート期間

令和8年5月20日(水)～5月31日(日) ※期間中の土日は除く

- ② サポート場所
別府市役所1階福祉事務所入口
- ③ サポート時間
午前9時から午後5時

(紛争の解決)

第6条 商品券の利用に際して、取扱店と利用者との取引に関する苦情又は紛争が生じたときは、当事者間でこれを解決するものとし、実行委員会は一切責任を負わない。

(アプリ)

第7条 アプリの利用料は無料だが、ダウンロードや利用時にかかるパケット通信料は利用者の負担とする。

アプリの認証時には「別府市プレミアム付商品券」サイトにて登録した電話番号による認証が必要になる。その際にかかる通信料は利用者の負担とする。

アプリの利用者においてはメールアドレスもしくは電話番号の重複する利用者の登録を不可とする。

アプリを利用するにはスマートフォンへのインストールが必要になる。

1台のスマートフォンにつき1アカウント、1人の利用までとする。

(その他)

第8条 この規約に定めのない事項については、実行委員会において決定する。

附則

この規約は、令和8年5月7日から施行する。

本事業への問い合わせはコールセンターにて対応を行う。

別府市エール券総合コールセンター(050-3818-7860)

<午前9時から午後5時※土・日曜日、祝日を除く>

※5月9日(土)、5月10日(日)は、臨時開設を行う。